

令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、
瀬戸内市にお住まいになられる方へ

6/1(木)
申請受付開始!



新生活に必要な住居費(住宅取得・リフォーム
費用、家賃等)と引越費用を補助します!!

(担当:こども家庭課 こども政策係)

【受付期間】

令和5年6月1日から令和6年3月8日まで

※先着順(受付順)とし、申請額が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

申請を考えられている方は、まずご相談ください。

※郵送による提出の場合は、こども家庭課に到着した日が受付日となります。

【補助上限額】

- ① 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合 60万円
- ② ①以外で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の場合 30万円

【対象となる世帯】 以下のすべてを満たすことが必要です。

1. 令和5年3月1日以降に婚姻届を提出・受理されていること。
2. 対象期間(令和5年4月1日～令和6年2月29日)において、瀬戸内市に住民票があること
3. 婚姻届を受理された時点で、夫婦ともに39歳以下であること
4. 夫婦の令和4年の所得^{※1}を合計した額^{※2}が500万円未満であること
5. 瀬戸内市に定住する意思があること
6. 市が指定する結婚、妊娠・出産及び子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組^{※3}へ参加すること
7. 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
8. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
9. 夫婦ともに暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
10. 他の公的制度による家賃補助を受けておらず、かつ、生活保護を受給していないこと

※1 「所得」は、「収入」から必要経費を差し引いた額をいいます。

※2 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額を控除した額を所得とみなします。

※3 県が主催するセミナー等。対象者には別途お知らせします。

(裏面へ続きます)

【対象となる費用】

結婚を機に、対象期間(令和5年4月1日～令和6年2月29日)内に支払った経費
(「※」は対象外)

住宅取得費用	婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅の購入費用 ※土地の取得費、住宅ローン手数料
住宅のリフォーム費用	婚姻日から起算して1年以内に実施した住宅のリフォーム費用 ※倉庫・車庫に係る工事/門・フェンス等の外構工事/家電購入・設置の費用
住宅賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ※駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代等上記以外の費用 ※住宅手当分に相当する額(勤務先から住宅手当を支給されている場合)
引越費用	引越業者・運送業者を利用して行った住宅の移転に伴う荷物の移動・運送費用

【手続・必要書類】

申請を考えられている方は、まずご相談ください。

申請書に必要書類を添えて、こども家庭課こども政策係へ申請(持参・郵送)してください。

申請書、必要書類に不備や不足がある場合は、受付できないことがあります。

<必要書類> ※必要書類の取得等に係る手数料等は申請者が負担してください。

<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書または婚姻事項が記載された戸籍謄本
<input type="checkbox"/> 夫婦の住所が記載された住民票
<input type="checkbox"/> 令和4年分の所得証明書その他夫婦の総所得が分かる書類
<input type="checkbox"/> 直近の市税等の納税証明書または滞納がないことが分かる書類 (転入前の市町村のものも含む。)
<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書、工事請負契約書の写し(住宅取得・リフォーム費用を申請する場合)
<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅賃借費用を申請する場合)
<input type="checkbox"/> 領収書等の写し(対象となる費用を現に支払ったことが分かる書類)
<input type="checkbox"/> 住宅手当の支給がある場合は、住宅手当支給証明書(住宅賃借費用を申請する場合)
<input type="checkbox"/> 令和4年中に返済した貸与型奨学金の返済額が分かる書類

令和5年度瀬戸内市結婚新生活支援事業補助金 ホームページ
<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/19/133140.html>



【問い合わせ・申請先】

こども・健康部 こども家庭課こども政策係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1

TEL: 0869-24-8015(土日祝日除く 8:30~17:15)

本事業は

【フラット35】地域連携型 と連携しています。

詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35HPをご確認ください。

